令和元年10月1日より特定処遇改善加算が新設されました。

1. 支給要件

支給開始日は令和元年 10 月 1 日

10年以上の介護職の経験があり介護福祉士の資格を有する介護員

特手処遇改善額 月額 30,000 円

期末一時金 25,000 円

介護職に従事している介護員

特手処遇改善額 月額 15,000 円

期末一時金 12,000 円

※なお、上記の支給額で介護保険受給額が手当支給額を上回った場合は、年度末に調整 し支給する。

- 2. 平成20年10月から職場環境改善に取り組んでいます。
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す職員の実務者研修受講を支援しています。 ※受講料を支給しています。
- ・喀痰吸引の研修を支援しています。
- ・中堅職員向けのマネジメント研修の受講支援を行っています。
- ・非正規職員から正規職員へ転換を行っています。
- ・保育事業者と提携し育児と就業の両立を支援しています。

当法人は、施設利用者の接遇向上はもとより人材育成にも 積極的に取り組んでおります。

令和4年10月1日から介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されました。

1. 令和4年10月の介護報酬改定(臨時改定)を経て創設される新たな加算です。介護職員に対して3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置という意味合いが強く、介護職員以外の職種にも配分することが可能な加算です。